

平成29年12月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町3-1-2
株式会社セラータムテクノロジー
代表取締役社長 藤 本 秀 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成30年1月12日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月15日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル 7階
TKPガーデンシティ竹橋 ホール7D

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、総会ご出席者へのおみやげはございませんので、あらかじめご了承ください。
- 〇代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。ただし、代理人は1名とさせていただきます。
- 〇株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.celartem.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 理由

法人税法上の「中小法人等」、租税特別措置法上の「中小企業者」としての税務上のメリットを享受するため及び機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金に振替えます。また、第2号議案「株式併合の件」に記載のとおり、株式併合により生じた1株未満の端数を裁判所の許可を得たうえで買い取るため、十分な分配可能額を確保する必要があります。

2. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、平成29年9月30日現在の資本金の額2,586,644,728円のうち2,496,644,728円を減少し、資本金の額を90,000,000円といたします。減少する資本金の全額を「その他資本剰余金」に計上いたします。

3. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成29年9月30日現在の資本準備金の額17,306,391円のうち全額を減少し、資本準備金を0円といたします。減少する資本準備金の全額を「その他資本剰余金」に計上いたします。

4. 効力発生日

平成30年1月15日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社は、平成8年2月に大阪市内において設立された後、画像圧縮配信技術を用いたソフトウェアを開発し、平成13年12月、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン（現東京証券取引所JASDAQ）市場に上場いたしました。その後、米国企業の買収などにより、フォント管理ソフト、デジタル資産管理ソフト、地理情報システムなどソフトウェア事業の分野を広げるものの、業績は平成14年から平成21年まで経常に赤字が続き、株価も低迷しておりました。平成21年7月に経営陣を刷新し、大幅な方針転換のもと経営改革を進め、平成21年12月に電力インフラ建設関連事業、省エネ環境関連事業を行う中国企業を子会社とすることで業績も黒字化し、株価も急騰するものの、平成24年3月、本件中国企業子会社化における金融商品取引法違反で当時の取締役が逮捕・起訴され、同年7月、当社は上場廃止となりました。上場廃止時点における株主数は4,800名以上にのぼり、多くの株主様にご迷惑をおかけ

しましたことを改めてお詫び申し上げます。

上場廃止後も当社は、株主利益を最大化すべく再上場を目指し努力いたしました。非上場になっても上場時と変わらぬガバナンス体制を維持し、米国子会社・中国子会社の業績向上を図り、グローバル企業としての事業展開を目指しました。

しかし、業績は平成23年6月期の連結当期純利益1,413百万円をピークに年々右肩下がりに減少し、直近事業年度である平成29年6月期の連結当期純利益は271百万円とピーク時と比較して80%減少しております。連結売上高もピーク時である平成27年6月期の7,380百万円から減少を続けており、直近事業年度である平成29年6月期の連結売上高は4,905百万円とピーク時と比較して33%減少しております。これはITソフトウェア関連事業を展開する米国子会社において、既存製品の売上高が年々減少する中、有効な新規事業展開ができず減収減益の事業環境に陥っていることが原因であり、また、電力インフラ建設関連事業、省エネ環境関連事業を展開する中国子会社において、中国政府の投資抑制傾向や人件費や物価の上昇による原価率の増大といった環境の変化による収益構造の悪化が原因であります。当社は、これらの原因に対処すべく努力しておりますが、状況の改善は容易ではなく、将来的な見通しは非常に厳しいものとなっております。進行年度である平成30年6月期の業績も、直近事業年度よりさらに悪化することが予想されております。

このように当社グループの業績は近年悪化の一途をたどっており、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物残高も平成27年6月期の3,698百万円をピークに年々減少し、直近事業年度である平成29年6月期では、3,042百万円となっております。以前から中国子会社において受注プロジェクトの長期化から棚卸資産や前払金が増大しているとともに、売掛金の回収期間が長期化しており、キャッシュ・フローはさらに悪化することが予想されます。

さらに、進行年度である平成30年6月期第1四半期において、中国子会社の長期的に滞留した売掛金に対し481百万円の貸倒引当金を計上いたしました。また、当社は上場廃止後、数度にわたり、株主から訴訟を提起され、損害賠償金や弁護士費用などの負担を強いられており、進行年度である平成30年6月期第1四半期においても、21百万円の損害賠償損失を計上いたしました。なお、本件訴訟は現在も係属中であります。

当社グループの業績が悪化していくなか、これらのような不測の損失が今後も発生する可能性があり、当社の財政状態をさらに悪化させる可能性があります。

平成24年の上場廃止以降、当社は株主利益の最大化をすべく、再上場を目指し、日本国内のみならず香港など海外の株式市場も視野に入れて再上場の機会を探っております。

再上場のために非上場でありながらも4,800名以上の株主を抱え、上場当時と変わ

らぬガバナンス体制を維持しておりますが、これは当社にとって非常に負担の大きいものであります。すなわち、当社は、月次ベースで米国と中国の海外子会社を中心とした連結決算を行い、会社法・金融商品取引法に従った監査法人による監査を受け、適正適法かつ適時な開示書類を作成しております。また、当社は、社外取締役を含めた取締役会、社外監査役を中心とした監査役会、会計監査人といった監視監督組織及び内部統制を維持しております。さらに、当社は、正確・適格かつ円滑なうえに決して誤りが許されない株式事務を継続し、海外の投資家も含めた4,800名以上の株主名簿を管理しております。これらは再上場を目指すうえで必要なものとして維持してまいりましたが、これらを維持するための役員報酬、監査報酬、弁護士報酬、人件費等が当社にとって重い負担となり、業績を圧迫し、キャッシュ・フローを悪化させております。

しかし、平成24年の上場廃止から5年余りが経過したものの、係争中の訴訟を抱えた当社には再上場は厳しく、また近年の業績悪化が顕著になってきたなか、現在のところ、全く再上場の目途はたっておりません。

当社の業績見通しが悪化していくなか、現状の当社の組織構成や株主構成を維持することは、さらなる業績悪化につながり、企業価値を毀損することになります。そのため、当社は株主構成を見直し、効率的でコストのかからない組織構成に改変する必要があると判断いたしました。具体的には株式併合の手法により株主数を大幅に減らし、新たな組織構成で再出発し、業績回復を図ってまいります。

以前から、当社株式を現金化する機会を提供して欲しいとの要望が株主様からありました。非上場であり流通性がない当社株式を株主様自身で売却するのは極めて困難であることや、相続による不測の株式譲渡により名義関係が複雑になることなどを理由に、値段はいくらでも良いから換金したいとの要望が、株主総会の質疑の場や株式事務担当への電話やメールにおいて、株主様から寄せられておりました。

この要望を受け、平成28年11月、買い取り上限100,000株、買い取り金額一株あたり1,500円で自社株買いを行ったところ、買い取り上限株数を上回る買い取り申込が株主様からなされており、多くの株主様が当社株式の現金化を強く望んでいることを示す結果となりました。

また、株式併合の手法については、平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により少数株主様の権利保護を目的とした規定が整備されたため、株主様の権利を保護しつつ、当社の業績回復手段を実行できる方法として合理的であると考えられます。

以上より当社は、現状維持に固執して将来的に株主様の利益を損なうより、現段階で合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を株主の皆様にご提供する方が、株主利益に資すると判断いたしました。

当社は、本臨時株主総会において、株式併合を行うことの可否を、株主の皆様にご

お諮りしたく存じます。現在の株主名簿に基づきますと、株式併合が実施された場合には、現在の上位株主1名（True Honour Group LIMITED。以下「THG」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項（本株式併合の内容）

(1) 併合の割合

当社普通株式385,000株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年2月5日（予定）

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

12株

3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（併合の割合についての定め相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社普通株式について、385,000株を1株に併合するものです。当社は、本株式併合は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、会社組織構成を根本的に改変し業績回復を図るとともに、現段階で合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を株主の皆様を提供することを目的として行われるものであること、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定め相当性に関する事項は以下のとおりです。

(1) 1株に満たない端数の処理の方法

前記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、THG以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月4日の最終の当社の株主名簿に記載された株主の皆様が有する当社株式の数（本株式併合の

結果1株未満の端数となる当社株式の数に限り、3,500円を乗じた金額に相当する金銭が、株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定であります。

当社は、売却価格の公正性を確保するため、第三者算定機関であるサンFAS株式会社に当社の株式価値の算定を依頼しました。同社は、当社の株式につき、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）、配当還元法、取引事例法により、1株当たり株式価値を算定しております。

(2) 当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、前記「(1) 1株に満たない端数の処理の方法」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月4日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に3,500円を乗じた金銭の額となる予定です。

そして、本端数処理における売却価額につきましては、後記「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のサンFAS株式会社による当社株式の株式価値の算定結果にプレミアムを上乗せした価額であること、後記「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本株式併合の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされた上で決定された価格であること等を踏まえると、妥当性を有するものと考えております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、端数株式の売却価額に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び本株式併合の効力が生じた後に残存する株主であるTHGから独立した第三者算定機関であるサンFAS株式会社に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年12月8日付で、サンFAS株式会社より当該算定結果に対する本株式価値算定書を取得いたしました。サンFAS株式会社は、当社及びTHGの関連当事者には該当せず、本端数株式の売却価額に関して重要な利害関係を有しておりません。

本株式算定書によると、当社は継続企業であるとの前提のもと、当社株式が上場しておらず市場株価がないことから、DCF法、配当還元法、取引事例法の各手法を採用し、以下のとおり、当社株式の1株当たり株式価値を算定してお

ります。

DCF法	1株当たり2,495円～2,779円
配当還元法	1株当たり1,119円
取引事例法	1株当たり1,500円

DCF法は、当社が継続企業であるとの前提のもと将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映する手法であります。平成29年6月末を基準日として、下記事業計画に示す平成30年6月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成30年6月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで当社の株式価値が算定されております。なお、下記事業計画は本株式併合の実行を前提としたものではございません。

事業計画	(単位：百万円)					
	平成30年 6月期	平成31年 6月期	平成32年 6月期	平成33年 6月期	平成34年 6月期	平成34年 6月期以降
売上高	7,400	5,018	4,660	4,777	4,669	4,669
営業利益	253	151	148	157	146	146
EBITDA	353	250	247	255	243	243
フリー・キャッシュ・フロー	202	115	113	119	106	106

配当還元法は、経営に対し影響力を持たず、配当のみを期待する株主の立場から保有株式を評価するのに適した手法であります。当社は平成24年の上場廃止以後、配当実績がないため、税法上の基準に従い、年配当金額を2.5円と仮定して当社株式の1株当たり株式価値が算定されております。

取引事例法は、過去の売買実例に基づき客観的に株式価値を算定する手法であります。当社は平成28年12月に譲渡対価を1株当たり1,500円、取得株式数上限を100,000株とする自己株式の取得を実施したところ、取得株式数上限を上回る応募（申込人数1,246名、申込株数101,799株）があったため、これを多くの株主が適正と認めた評価額として、1株当たり株式価値が算定されております。

この1株当たり1,500円という株式価値は、当社の訴訟において東京高等裁判所（平成29年10月19日判決言渡、平成29年(ネ)第1636号損害賠償請求控訴事件）が判断した株式価値でもあります。当社は、平成26年2月に株主から有価証券届出書等への虚偽記載を根拠に損害賠償請求訴訟を提起され、その裁判において当社の株式価値が争点となりました。第一審の東京地方裁判所から長期間にわたり法廷で提出された大量の証拠や、それに基づく裁判所の事実認定からも、当社の1株当たり株式価値1,500円という東京高等裁判所の判断は妥当であると考えられます。

企業の静的価値を示すという観点から時価純資産法という手法により株式価

値を算定することも考えられますが、本株価算定書によると、時価純資産法を採用しておりません。当社は、分野の全く異なる複数の事業をグローバルに展開し、今後も事業を継続することが前提であるため、当社の静的価値を株式価値とするのは合理的とは言い難いこと、また、中国企業を株式交換を用いた逆取得により完全子会社化した経緯があることや、在外子会社が有するカントリーリスク・プレミアムを時価純資産法では計算に取り込むことが困難であることなどの理由によります。

なお、第三者算定機関であるサンFAS株式会社は、当社の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また同社による当社の株式価値の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の事業計画については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 当社顧問弁護士からの助言

当社は、本株式併合に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして当社の顧問弁護士である土谷法律事務所から、本株式併合を含む本株式併合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本株式併合に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

また、当社は本株式併合に関する意思決定について取締役としての善管注意義務違反がないことを確認するため、平成29年12月11日付で、同法律事務所から、本意思決定に関し、判断の前提となった事実認識に不注意な誤りはなく、その事実認識に基づく判断内容が著しく不合理であるとも言えないことから、取締役に善管注意義務違反・忠実義務違反はないと思慮する旨の意見書を取得いたしております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の決議及び監査役の意見

当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の理由に基づき、平成29年12月13日開催の取締役会において、本株式併合を決議いたしました。当社取締役総勢4名のうち、王暉及び王炯は、THGの関係者であることから、利益相反の疑いを回避しつつ会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮するため、二段階の決議を行いました。まず、王暉及び王炯以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で、本株式併合の決議を行った後、さらに、王暉及び王炯を加えた4名の取締役に改めて審議し、その全員一致で上記決議を

行いました。

また、上記取締役会には、社外監査役2名を含む監査役全員が審議に参加し、監査役から活発に意見が述べられた上で、慎重に議論がなされました。当社取締役会は、監査役の意見を十分配慮した上で、上記の決議を行っております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 連結子会社からの出資の払戻

平成29年9月29日、当社の100%連結子会社であるCelartem, Inc. が、資本剰余金のうち18百万USドルを払い戻すことを決定いたしました。これにより当社は、受取配当金として2,029百万円を計上しております。

(2) 臨時計算書類の作成

当社は、平成29年11月30日開催の取締役会において、平成29年7月1日から平成29年9月30日を臨時会計年度とする臨時計算書類を承認しました。これは、当社株式の追加買取や配当など、株主の皆様からのご要望に 대응することができるかを検討することを目的とし、当社の分配可能額の確定を検討するために行ったものであります。

ご参考までに、本臨時計算書類、会計監査人からの臨時計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告を、本臨時株主総会招集ご通知の11ページ以降に、ご参考書類として掲載いたしております。

(3) 自己株式の消却

当社は、平成29年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条規定の決議に基づき、保有する自己株式の全部（当社普通株式99,085株、消却前の発行済株式総数に対する割合7.9%）を消却いたしました。

これにより当社の発行済株式総数は、1,155,000株となりました。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 理由

第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、第2号議案のとおり、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成30年2月5日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,965,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12株</u> とする。

以 上

(ご参考書類)

臨時貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	2,148,826	流 動 負 債	22,145
現金及び預金	44,717	未 払 金	17,179
前 払 費 用	786	未 払 法 人 税 等	237
未 収 金	2,032,030	未 払 配 当 金	1,903
未 収 収 益	69,357	預 り 金	2,825
そ の 他	1,932	負 債 合 計	22,145
固 定 資 産	3,129,086	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	2,007	株 主 資 本	5,255,766
建 物	1,471	資 本 金	2,586,644
工 具 器 具 備 品	537	資 本 剰 余 金	478,068
投 資 そ の 他 の 資 産	3,127,079	資 本 準 備 金	17,306
関 係 会 社 株 式	3,108,530	そ の 他 資 本 剰 余 金	460,761
投 資 有 価 証 券	0	利 益 剰 余 金	2,339,681
長 期 未 収 入 金	11,500	利 益 準 備 金	24,953
差 入 保 証 金	7,048	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,314,728
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,314,728
		自 己 株 式	△148,627
		純 資 産 合 計	5,255,766
資 産 合 計	5,277,912	負 債 純 資 産 合 計	5,277,912

臨時損益計算書

(平成29年7月1日から
平成29年9月30日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		11,658
売 上 総 利 益		11,658
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		34,259
営 業 利 益		△22,601
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	2,029,320	
為 替 差 益	485	
雑 収 入	252	2,030,057
経 常 利 益		2,007,456
特 別 損 失		
損 害 賠 償 損 失	21,653	21,653
税 引 前 当 期 純 利 益		1,985,802
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		237
当 期 純 利 益		1,985,565

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

(時価のあるもの) ……決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの) ……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は建物5～18年、工具器具備品は4～15年
であります。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理
しております。

(4) その他臨時計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によります。

(臨時貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	2,098,677千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	313千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	9,908千円
(4) 取締役に対する金銭債権	3,600千円

(臨時損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	11,658千円
営業外取引	2,029,320千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,550円45銭
1株当たり当期純利益	1,719円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

臨時計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月29日

株式会社セラータムテクノロジー
取締役会 御中

監 査 法 人 や ま ぶ き

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 亮 一 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 江 口 二 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第441条第2項の規定に基づき、株式会社セラータムテクノロジーの平成29年7月1日から平成29年9月30日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

臨時計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に臨時計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、臨時計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による臨時計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、臨時計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての臨時計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

臨時計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成29年9月30日までの臨時会計年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、臨時計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該臨時会計年度に係る臨時計算書類（臨時貸借対照表及び臨時損益計算書）について検討いたしました。

2 監査の結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月30日

株式会社セラータムテクノロジー監査役会

監査役(常勤) 青 木 廣 ㊟

監査役 唐 澤 秀 治 ㊟

監査役 陳 詩 揚 ㊟

(注) 監査役(常勤)青木廣及び監査役唐澤秀治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区一ツ橋 1-2-2

TKPガーデンシティ竹橋 ホール7D

住友商事竹橋ビル 7F



【アクセス】

- ・東京メトロ東西線 竹橋駅 1b出口 徒歩1分
- ・東京メトロ半蔵門線 神保町駅 A8出口 徒歩5分
- ・都営三田線 神保町駅 A8出口 徒歩5分
- ・都営新宿線 神保町駅 A1出口 徒歩7分
- ・東京メトロ東西線 九段下駅 6出口 徒歩7分
- ・都営新宿線 九段下駅 6出口 徒歩7分
- ・東京メトロ半蔵門線 九段下駅 6出口 徒歩7分

【ご注意】

- ・駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ・総会ご出席者へのおみやげはございませんので、あらかじめご了承下さい。

【お問合せ先】

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-1-2 7階
株式会社セラーテムテクノロジー 管理部 株式事務担当
電話：03-6820-0740